

## 資料5 歴まち部会の取りまとめ - 歴まち推進の戦略 (151029 理事会承認)

### 1 歴まちとは、

歴建やその周辺の景観を保存・活用することにより、地域の活性化等を図ること

### 2 保存・活用の方策と現状

特定の法律に基づく保存・活用（文化財保護法 / 歴まち法 / 景観法など）

- ・ 歴建単体 - 文化財 / 歴史的風致形成建造物 / 景観重要建造物の指定等
  - ・ 歴建周辺の景観 - 伝建地区 / 歴まち重点区域 / 景観計画区域・景観地区の指定
- 一方、特定の法律によらずとも、自治体条例に基づき、国の「街なみ環境整備事業」などを活用し、歴建やその周辺の景観の保存・活用を行っている事例も多く見られる。

### 3 歴建等の保存・活用の現状・課題（建築士会の取組みの方向）

歴建の消失防止のため、歴建の法的指定・登録の促進

- ・ 一方、歴建所有者等には法的指定等に伴う改修等に対する制約について懸念が強い。このため、法的指定等があれば、改修等に対する国や自治体の助成措置が適用されることや、建築士会の歴建委員会を活用した建築基準法適用除外措置の適用により、円滑な改修等が可能となることを周知することで所有者等の懸念解消に努める。

歴建及びその周辺に係る特定の法律に基づく指定地区数が少なく、その拡大が課題（伝建計画 110 地区、歴まち計画 49 地区、景観行政 658 団体、景観計画作成済 478 団体（H27/3））

- ・ 歴建調査やまち歩き・シンポ等により、指定地区の拡大を支援する。

歴まち重点区域や景観計画区域における特定地区の景観形成基準には抽象的なものが多く、また、規制が中心で、誘導助成制度を設けている自治体は少ない。

- ・ 意匠形態に係る設計ガイドラインの作成（「地域型住宅・建築」設計指針）や「街なみ環境整備事業」などの支援制度の適用を自治体に働きかけ、その運用を支援する。
- ・ 景観計画等の作成作業は多くの場合、コンサルが行っているが、士会がその作業に参画することにより、計画作成の前段階となる歴建実態調査から、景観計画の作成、更には上記ガイドラインの作成・普及まで一貫して支援することが望ましい。

### 4 建築士会・登録建築士の取組む事項

建築士会に歴まち部会等を設置し、以下のことに取組む。（連合会の歴まち部会は継続）

- ・ 歴まち推進に係る人材養成（ステップアップ講習（「景観まちづくり講座」等を含む））
- ・ 自治体の歴まち推進に係る施策の実態把握と自治体連携の推進（士会長の TS）
- ・ 歴建調査、ガイドラインの作成等の受託
- ・ 歴建委員会の設置・運用...

HM建築士による歴まち推進に係る業務

- ・ 歴建調査、景観計画・ガイドラインの作成・普及、歴建等の改修設計・活用提案等